

令和5年台風第7号に伴う災害にかかる 雇用保険の基本手当の特例措置について

①「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害により一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含みます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特別措置があります。

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 勤務していた事業所から発行された雇用保険被保険者離職票等が必要となります
詳しくはお近くのハローワークにお問い合わせください。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたってはご留意をお願いします。

②ハローワークに来所できない場合は、認定日の変更ができます。

災害の影響により、指定された認定日にやむを得ずハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。

また、求職活動実績について、求職活動を行うことができなかったことに災害に伴うやむを得ない理由がある場合は、求職活動を実施したものとして取り扱える場合があります。

③他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できない場合は、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

官署名	所在地	電話番号
ハローワーク鳥取	〒680-0845 鳥取市富安2-89	0857-23-2021 部門コード 雇用保険認定・給付係 (11#)
ハローワーク米子	〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4階	0859-33-3911
ハローワーク米子 根雨出張所	〒689-4503 日野郡日野町根雨349-1	0859-72-0065
ハローワーク倉吉	〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15	0858-23-8609